

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生環第328号

令和2年4月3日

猟銃等の所持許可の更新時期を統一したい旨の申出があった場合の対応要領について（通達）

見出しのことについては、これまで「猟銃等の所持許可の更新時期を統一したい旨の申出があった場合の対応要領について（通達）」（平成27年2月4日付け熊生企第159号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、猟銃等を複数所持している者から、更新時期を統一したい旨の申出がなされた場合は、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

猟銃等の所持許可を受けている者は、所持許可の有効期間ごとにその更新を受ける必要があるところ、猟銃等を複数所持している者については、それぞれの猟銃等に係る所持許可の有効期間の満了する時期が異なると頻繁に更新手続を行うこととなり、申請者にとって負担となっている状況がみられる。

そこで、申請者が希望する場合、所持許可の更新時期を揃え、3年に一度、全ての猟銃等について同時に更新を受けることができるようにするための手続きを定めるものである。

2 手続

猟銃等の所持許可又は許可の更新を受けようとする者が、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）第35条第1項の規定により、現に有する許可証と引換えに新たな許可証の交付を受ける場合において、他の猟銃等の所持許可を受けているときは、その者の希望により、当該他の猟銃等については新規の所持許可の申請を行わせることとし、許可と同時に自己に譲渡したこととみなす。この場合、当該申請は同時申請となる。

3 留意事項

(1) 上記のような更新時期の統一は、一部の猟銃等の所持許可を有効期間よりも短くするものであり、申請者の希望がある場合にのみ行うことができるものであることから、更新時期を無理に統一させることのないようにすること。

(2) 新たな許可証の交付

施行規則第35条第1項に規定する当該許可に係る許可証の交付には、許可証を亡失等した際に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条第2項により許可証の再交付を受ける場合は含まれないことに留意すること。したがって、再交付を受けた許可証の有効期間は、亡失等した許可証の有効期間と同一となる。

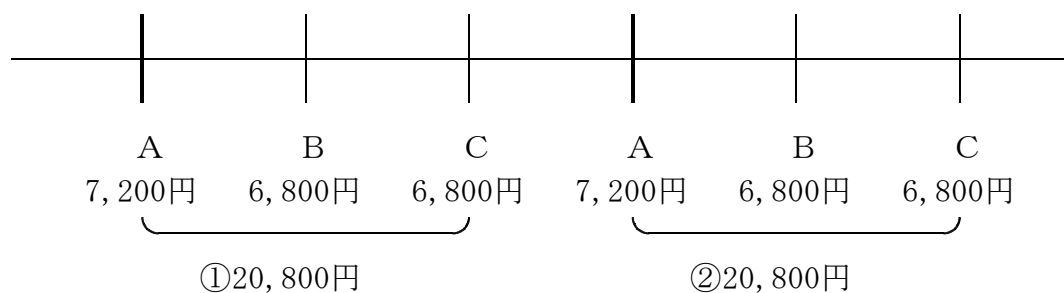
(3) 所持許可の失効の防止のための注意喚起

更新時期を統一することにした場合、一度更新を失念すると全ての猟銃等について所持許可が失効してしまうことから、これを防止するため、一斉検査の際に次の一斉検査までの1年間に更新時期を迎える者に対して、更新時期が近いことを注意喚起すること。

4 参考

Aを基銃とした場合における申請手数料の比較

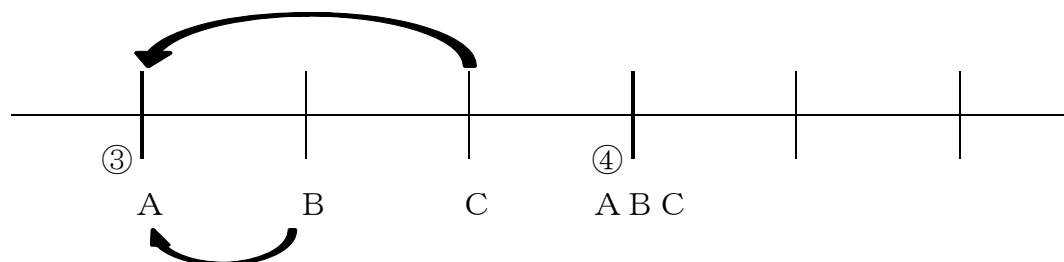
(1) 3丁所持者でそれぞれ更新時期が異なる場合（毎年更新）



A：許可証を交付する更新申請 7,200円

B・C：許可証を交付しない更新申請 6,800円

(2) 3丁所持者が更新時期を揃えた場合（毎年更新→3年毎更新）



③の場合の申請手数料

A：許可証を交付する更新申請・同時	4,800円	} ③15,900円
B：併記申請（有効期間1年短縮）	6,800円	
C：併記申請・同時（有効期間2年短縮）	4,300円	

※B・Cは、自分から自分への譲渡

④の場合の申請手数料

A：許可証を交付する更新申請	7,200円	} ④16,800円
B：許可証を交付する更新申請・同時	4,800円	
C：許可証を交付する更新申請・同時	4,800円	

①20,800円 - ③15,900円 = 4,900円

②20,800円 - ④16,800円 = 4,000円 ※6年で8,900円の負担軽減